

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度
(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)
応募の手引き

令和2年 10月

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

1 認定制度の目的と概要

平成16年11月に地方自治法施行令の一部が改正され、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けたベンチャー・中小企業等が、新商品として生産する物品については、一定の手続きのもと、随意契約ができるとの規定が追加されました。

県では平成17年に、新事業分野の開拓に取り組む県内ベンチャー・中小企業の方を「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定し、県内産業の活性化を図るため、「滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定制度（滋賀県新商品パイオニア認定制度）」を創設しました。

また、平成27年には地方自治法施行令の一部が改正されたため、「新役務の提供」についても認定の対象としています。

2 認定による効果

本制度の認定を受けると、「新商品生産等による新事業分野開拓者」として、生産する新商品や提供する新役務とともに県ホームページ等で公表され、PR効果が期待できます。

また、県で当該新商品等を購入する際、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。

※ただし、認定自体が、新商品等の随意契約による購入を約束するものではありません。

3 認定手続きフロー

①県による認定事業者の募集

今年度の募集は、令和2年10月12日（月）～令和2年11月26日（木）までになります。

②申請書の作成、必要資料の準備

申請書は、中小企業支援課にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

③申請書類の提出

募集期間内に持参若しくは郵送（募集期間内必着）で提出してください。

提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

④審査会での審査

有識者等で構成する審査会において、商品等の新規性等の審査を行います。

（審査会当日は申請者にヒアリングを実施いたします。）※審査会は1月頃に予定しています。

⑤知事の認定

審査会での審査結果を踏まえ、知事が認定します。

認定期間は、認定の日から起算して2年間となります。

⑥県による認定事業者の公表

認定した事業者は対象となる新商品等とともに県のホームページ等で公表します。

4 令和2年度募集内容

(1) 対象となる方

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- ① 県内に主たる事業所（会社の場合は本店として登記された事務所をいう）を有する中小企業、企業組合、協同組合等の方（中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する者）
- ② 新商品の生産または新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする方

(2) 対象となる商品・役務

次のいずれにも適合する商品または役務を対象とします。

- ① 既存の商品・役務とは別個の範疇に属するもの、または既存の商品・役務と同一の範疇に属するものであっても著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの
→新規性(発売後5年以内)、先進性、独自性が認められるもの
- ② 事業活動にかかる技術の高度化もしくは経営の能率の向上または住民生活の利便の増進に寄与するもの
→社会的有用性が認められるもの
- ③ 県での使用が見込まれるもの
→但し、医薬品のほか、食品および工事資材は除きます。

※本制度は、自社で製造・開発した商品・役務を対象としているため、新商品・新役務の製造・開発元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。

※製造を他社(県外を含む)へ委託している場合でも、自らが企画・製造し、自社商品として販売する場合は対象となります。

※役務とは、各種サービスの提供のほか、発注者の仕様により生産・提供されるものをいい、その主たる部分を自らが提供するものが対象となります。

(3) 募集期間

令和2年10月12日（月）から令和2年11月26日（木）まで

(4) 申請書類

- ① 新商品生産等による新事業分野開拓者認定申請書（所定の様式になります。）
- ② 登記事項証明書（写し）
※法人のみ提出してください。なお、提出時に発行後3カ月を経過していないものに限ります。
- ③ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
※創業間もない事業者でこれらの書類が準備できない場合にあっては、創業後の事業内容等の概要を記載した書類。
- ④ 県税の納税証明書（滞納のないことを証する書類）
- ⑤ 暴力団に該当しない旨の誓約書
- ⑥ 役員名簿（法人または団体の場合）
- ⑦ 新商品等に関するパンフレットまたは写真

(5) 申請方法および提出・問い合わせ先

①申請方法

募集期間内に、申請書類を持参もしくは郵送（募集期間内必着）で提出して下さい。

②提出・問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 商業支援係

〒520-8577

滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館 3階

電話：077-528-3731 / FAX：077-528-4871

メール：fb00@pref.shiga.lg.jp

URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kiyou/17972.html

(6) よくあるご質問

Q1：認定を受ける具体的なメリットは何ですか。

A1：優れた新商品や新役務を生産・提供しているにも関わらず、実績不足等によりなかなか公共機関での調達に繋がらないベンチャー・中小企業等が、この認定を受けることにより、認定を受けた新商品・新役務について、随意契約による県からの受注が可能となること、本来のメリットになります。よって、具体的に県の個別部局から引き合いの見込みがある新商品・新役務があれば、認定を受けていただくと大きなメリットに繋がります。

Q2：認定を受けたことを、カタログに記載することや一般向けのセールス時にアピールすることは可能ですか。

A2：認定を受けた新商品・新役務の販売に付随するものであれば、問題ありません。販路開拓につながるよう県でも、HP等により認定した新商品・新役務の広報・周知を行います。
(なお、認定により県が品質や安全性、性能、知的財産権等を対外的に保証・付与するものではありません。これらについては、事業者の責任において必要な検査・手続を実施してください。)

Q3：「役務の提供」とは、どういう意味ですか。

A3：「サービスの提供」とお考えください。なお、サービスの提供に付随して一部物品の納入を伴っても構いません。

Q4：「商品」の例、「役務」の例をそれぞれ例示ください。

A4：商品…購入することで機能・効能が誰でも一律に得られる物品。既製品。
役務…物品の納入を伴わない各種サービスの提供のほか、発注者のオーダー等によりカスタムされた物品の納入を伴うサービスの提供(ASPサービスなど)

Q5：発売後5年以内であれば、新規性があるという条件を満たしますか。

A5：発売後5年以内(申請時)であることは最低限求められる条件であり、これに加え、現状の市場において、その商品や役務が新規性、先進性、独自性を有していることをお示しいただく必要があります。

Q6：これまで認定をうけた新商品・新役務について、再申請することはできますか。

A6：再申請時点で発売後5年以内であれば可能です。ただし、A5にもあるとおり、その商品・役務が現状の市場において、なお新規性、先進性、独自性を有していることをお示しいただく必要があります。

Q7：「社会的有用性がある」とはどのようなことを指すのですか。

A7：購入者等が使用・利用することにより、業務や生活における能率の向上や、利便性・安全性の増進などが具体的に図られるようなことを指します。

Q8：これまでどのようなものが認定されているのですか。

A8：当県で認定した新商品の一覧を次頁にお示しします。

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)認定事業者および認定商品

年度	認定番号	事業者	所在地	商品名	商品の概要	認定期間
H17年度	1	(有)アメリ・テクノ研究所	大津市	アメニプリント応用製品	耐候性に優れたプリント技術を応用した看板	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	2	(有)ヨシノ企画	高月町	土にかえるねん	コシを活用した土に還る粘土	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	3	(有)フェルマアタ	長浜市	ドレミ・ポップコーン	ドレミ音階で弾けるカラーコーティングされた琴	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	4	(株)三次元メディア	草津市	3DM-FotoMetrics	デジカメを用いた全自動でかつ高精度に3次元写真計測を行うシステム	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	5	(株)丸克製陶所	甲賀市	しがらき焼空気清浄器「ほっこりにっこり」	信楽焼に光触媒をミックスした空気清浄器	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	6	アルゴブレイン(株)	草津市	ライト・オフィス	音声対応化したグループウェア	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	7	(有)理学館	草津市	特別支援教育ソフトウェア VOL.1「しっかり見よう」	軽度発達障害児用視機能訓練ソフト	平成17年12月15日～平成19年12月15日
	8	宮川バネ工業(株)	東近江市	マトリックス掲示板	画紙・テープ・マグネットなど補助具なしで掲示物が固定できる掲示板	平成17年12月15日～平成19年12月15日
H18年度	9	三喜ゴム(株)	甲賀市	環境浄化セラミックフィルター	セラミックスを素材とするリユース、リサイクルが可能な油煙を除去するフィルター	平成19年2月20日～平成21年2月20日
H19年度	10	(株)コクヨ工業滋賀	愛荘町	ReEDEN(リエデン)シリーズ	びわ湖、淀川水系のコシを原料に使用したコピー用紙、ノート、メモ等	平成20年2月22日～平成22年2月22日
	11	福島工業(株)	近江八幡市	スーパーラタンタイル	接着剤を含まず施工時も使用しない、環境にやさしく人体にやさしい籐タイル	平成20年2月22日～平成22年2月22日
H21年度	12	白川工務店 白川昇	東近江市	積層構造体用角材の応用製品	県産木材を使用したカウンター、プランターカバー	平成22年2月16日～平成24年2月16日
H22年度	13	上西産業(株)	甲賀市	リサイクルプランター	廃棄プラスチックを使用したガーデニング用プラスチックプランター	平成23年2月14日～平成25年2月14日
	14	東洋化学(株)	日野町	ハイドロヘルプ	天然素材の親水性ゲルを用いた湿潤型救急絆創膏	平成23年2月14日～平成25年2月14日
H23年度	15	(株)セルミック	栗東市	超長作動焦点レンズ	高倍率で焦点距離を500mm以上離して、対象物を観察し、分析できるレンズ	平成24年2月24日～平成26年2月24日
	16	田中木工 田中和彦	多賀町	ヒノキ合板を利用した木製テーブル	ヒノキ合板を利用し、テーブル天板表面の物性を向上させた学童用デスクおよび4人掛けテーブル	平成24年2月24日～平成26年2月24日
H25年度	17	(株)福島建具製作所	彦根市	間伐材を使用した子供用の遊具および木製品	間伐材を使用し、光触媒コーティング加工を行った子供用の遊具および木製品(折りたたみ式丸テーブル、子供用三角椅子、ステージすべり台等)	平成25年9月18日～平成27年9月18日
	18	(株)ジーニック	大津市	画像鮮明化ユニット ForteVisionシリーズ	低コントラストの動画画像を鮮明化し、対象物の視認性を向上する画像処理ユニット	平成25年9月18日～平成27年9月18日
	19	(株)アートブラン	彦根市	自立支援型移乗助ロボット『愛移乗くん』	介助の手を借りずに自らが操作して移乗操作が行える自立支援型移乗助ロボット	平成25年9月18日～平成27年9月18日
H26年度	20	東洋エンジニア(株)	大津市	デマンドコントローラー「かんデマ」	ビルや工場等の電力を監視し、3分単位での時分割制御により電力量を下げる事ができるデマンドコントローラー	平成27年3月20日～平成29年3月20日
	21	(株)NAテック	東近江市	SAVING FLOATER(セービングフローター)	通常時は寝具として使用でき、非常時には水に浮かぶ敷布団	平成27年3月20日～平成29年3月20日
H29年度	22	(有)インテリア ナガオカ	米原市	iN(光触媒加工のカーテン)	わずかな光でも効果を発揮する「光触媒加工」と独自のウェーブ加工で、除菌・消臭効果と他にはない曲線の美しさを兼ね備えた次世代型オーダーカーテン	平成30年3月2日～令和2年3月2日
	23	(株)かすたねっと	米原市	「寝たまま」「カンタン」「すぐ避難」1人(10秒)で搬送できる防災敷パット『らっこちゃん』	緊急時の際に、介助者1人でも「迅速」「簡単」「安全」に搬送できる担架に変身する布団(防災敷パット)	平成30年3月2日～令和2年3月2日
H30年度	24	(株)アートブラン	米原市	自立支援型移乗助ロボット『愛移乗くんII』	腰の曲がらない重度な方でも、ほぼ座った状態から移乗動作が行える移乗助ロボット	平成30年12月4日～令和2年12月4日
R1年度	25	(株)サンポーウェルズ	野洲市	服薬収容容器「お薬東」	一包装された薬包をロール状に巻いて収納し、1回分ずつ引き出しカットして使用する薬箱	令和2年3月25日～令和4年3月25日
	26	高橋金属(株)	長浜市	サンティウスプラス	電解除菌水での除菌・手洗・乾燥・記録を1台でできる装置	令和2年3月25日～令和4年3月25日
	27	三友エレクトリック(株)	米原市	リベット構造配電盤	溶接加工及び塗装処理を行わない金属製フレームを用いた屋内設置用の配電盤	令和2年3月25日～令和4年3月25日
	28	株式会社トシブラ	東近江市	TANK-U	「運搬」「デザイン」が特徴の、3つの取っ手を備えたポリタンク	令和2年3月25日～令和4年3月25日